

## 平成26年度中小企業関係施策に関する要望


名古屋商工会議所

安倍内閣の発足に伴い、大型の緊急経済対策の策定、大胆な金融政策など本格的なデフレ克服策が講じられ、このところ円高是正や株価の持ち直しが進み、景気の先行きに明るい兆しが見え始めている。

この上は、景気を刺激し、需要拡大につながる「成長戦略」を速やかに実行することにより、わが国経済を本格的な回復軌道に乗せることが何より求められている。

もとより、中小企業は、その持ち前のダイナミズムとバイタリティを發揮し、さらなる成長への挑戦を通じ、わが国経済に活力をもたらす源泉の役割を担っており、今後もその重要性は益々大きくなるものと期待される。

かかる観点から、政府はじめ関係機関においては、大企業に比べハンディある中小企業が自助努力により事業発展に取り組めるよう、下記の点に配慮いただき、その振興に万全を期していただきたい。

 網掛けは重点項目

### I. 消費税転嫁対策、需要創出など緊急の課題への対応

#### 1. 消費税転嫁対策の徹底

社会保障・税の一体改革により、消費税率が平成26年4月より8%、平成27年10月より10%に引き上げられる見通しとなっている。

消費税率の引き上げは、立場の弱い中小企業・小規模事業者にとっては、事業存続に係る切実な問題であるので、こうした企業の経営に深刻な影響を及ぼすことがないよう、増税分を製品価格等に上乘せしうる支援策をはじめ、国の強力な後押しが必要である。

このため、消費税価格転嫁対策特別措置法に基づく施策の周知を徹底されるとともに、緊急経済対策により全国の商工会議所に設けられた「消費税転嫁対策窓口等相談事業」の継続をお願いしたい。

また、複数税率・インボイス方式については、中小企業に多大な事務負担を強いることになりかねないので、その導入には反対である。

#### 2. 需要創出

いわゆるアベノミクス効果により、業績が改善し、仕事が増えている企業も見られるものの、少子高齢化や大企業の海外展開に伴う取引構造の変化などにより、将来にわたる国内需要の縮小が懸念される。

このため、新たな需要を喚起し、投資や消費などを通じ、企業活動、とりわけ中小企業へ高い波及効果がもたらされるよう、以下について配慮されたい。

#### ①成長戦略に基づく内需の喚起

政府が閣議決定した成長戦略により、民間活力主導による経済活性化の道筋が示され、国内投資や企業の新陳代謝を促す産業再興策、国際展開戦略などの施策が盛り込まれた。

成長戦略の推進に当たっては、中小企業の活躍の機会を増やし、絶ゆまぬ企業活動を通じ、内需を喚起させることが肝要である。ついては、成長分野への参入支援をはじめ思い切った政策の集中を図られ、その一日も早い実行に努められるとともに、さらなる規制緩和や税制改正など、切れ目ない成長戦略の策定にも取り組まされたい。また、「国家戦略特区」を創設されるとともに、その実現に当たっては、当地域のモノづくり産業強靱化に関し十分な配慮をお願いしたい。

#### ②観光振興の推進

観光は、消費や雇用面において地域経済を支える重要な柱であり、アジアをはじめとする新興国からの外国人客のさらなる誘致は、一段の内需拡大に貢献するものと期待されている。

ついては、国際イベントなどMICEの誘致を推進し、インバウンドの取り組みを図られるとともに、産業観光をはじめ地域の資源を活用した多用な観光振興の推進にご尽力されたい。

#### ③中小企業の交際費課税の特例措置の拡充

中小企業にとって取引先維持を図っていくためには、交際費支出が欠かせず、こうした活発な営業活動は取りも直さず飲食業をはじめとする内需の喚起につながるものである。

平成25年度の税制改正により、中小企業において、800万円までの交際費が1年間の期限において、全額損金参入できることになったが、中小企業の経営安定とさらなる需要の創出を図っていくため、特例措置の期間延長、交際費の範囲から除外される飲食費の上限（1人当たり5,000円）を上げられたい。

#### ④中小企業の官公需受注への配慮

国におかれては、官公需法に基づき中小企業の受注機会の拡大に努められておられますが、引き続き中小企業向けの十分な事業枠の確保を図られるとともに、その確実な達成にご尽力いただきたい。

### 3. 適切なエネルギー対策の推進

東日本大震災以降、慢性的な電力不足が続く、火力発電への依存に伴う電力価格の上昇や相次ぐ節電の要請は、中小企業にとって経営の大きな足枷となっている。

このため、政府におかれては、安価で安定的な電力供給の確保に向け、適切なエネルギー対策の推進に努められたい。

## Ⅱ. 中小企業の経営力向上に向けて

### 1. 中小企業対策予算の拡充

中小企業は、わが国事業者数の99%、従業員数の約7割を占めており、雇用や投資・消費などを通じ、地域経済はもとより、わが国経済の活力増進に大きく貢献している。

先の緊急経済対策において、5400億円を上回る中小企業対策費が計上されたところであるが、当初予算については、中小企業が経済活動に占める役割の割には、政府全体の予算規模に比べ少額であるのが現状である。

については、わが国経済成長の原動力たる中小企業の振興のため、思い切った予算の拡充を図られたい。

### 2. 中小企業経営力強化支援法の充実

平成24年8月に施行された「中小企業経営力強化支援法」により、商工会議所など、これまでに全国で11,000余りの機関が経営革新等支援機関（認定支援機関）として認定され、緊急経済対策をはじめ国の中小企業対策においては、認定支援機関と連携した施策が講じられている。

肝心なことは、中小企業が認定支援機関を十分に活用し、自らの経営改善に役立てていくことである。そのため、認定支援機関の支援が前提となる補助金や融資制度などについて、中小企業にとって使い勝手のよいものとなるよう、ご配慮されたい。

### 3. 小規模事業対策の強化

三位一体改革により、平成18年度より、経営改善普及事業を中心とする小規模事業対策は、国から都道府県に税源委譲がなされ、都道府県の補助金のもと、実施されている。

しかしながら、小規模事業を取り巻く経営課題が益々高度化・多様化する中、その対策予算は、長きに亘る景気低迷の影響等もあり、削減傾向が続いている。

については、小規模事業者の経営基盤の安定・強化のため、都道府県に対し、安定的な予算確保を働きかけられ、商工会議所等が行う小規模事業者等への指導体制が弱体化することのないようご配慮をお願いしたい。

また、小規模企業は、中小企業の中でも圧倒的多数を占めており、また創業まもない企業はほとんど小規模企業であることを踏まえ、小規模企業の位置づけについて中小企業基本法の配慮規定にとどまらず、法改正も視野に入れ、小規模企業振興を強力に推進しうる体制の構築を図られたい。

### 4. 中小企業金融の拡充

#### 1) 小規模事業者経営改善資金（マル経）融資の充実

担保・信用力に乏しい小規模事業者の金融確保のため、商工会議所等の推薦による小規模事業者経営改善資金（マル経）融資は、極めて有効な制度である。

今後とも、小規模事業者の資金繰り対策に万全を期すため、同制度の存続とともに、

小規模事業にとって使い勝手がよいう、従業員案件、とくに商業・サービス業における従業員案件の緩和（現行5人以下→10人以下）、期限付きで実施されている拡充措置の恒久化、さらには小規模の経営状況に合わせ、多様な資金使途に応じた制度の拡充や金利負担の軽減などを図られたい。

## 2) 設備資金貸付制度の廃止に伴う金融措置

小規模事業者の設備投資促進を支援するため、必要資金の半分を無利子で貸付を行う「小規模企業者等設備導入資金制度」が廃止の方向で検討が進んでいる。制度の廃止に伴い、小規模事業者等の設備投資に支障をきたすことがないように、キメ細かな金融措置の拡充強化をお願いしたい。

## 3) 中小企業金融円滑化法終了後の円滑な対応

中小企業金融円滑化法については、平成25年3月末をもって期限切れ廃止となった。条件変更を行っている中小企業が資金繰りに窮し、倒産の増加を招くことがないように、以下について特段の配慮をお願いしたい。

- ①中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定された金融機関のコンサルティング機能の向上を図られたい。
- ②中小企業再生支援協議会に新設された「経営改善支援センター」の周知はじめ万全な相談・支援体制の整備に努められたい。
- ③再生支援の中核を担う中小企業再生支援協議会の予算措置の拡充

## 4) 信用保証制度の拡充

中小企業に対する事業資金供給の円滑化に欠かせない信用保証制度について、以下の通り制度の拡充を図り、中小企業の資金繰り難の解消に万全を期されたい。

- ①保険金支払い原資の拡充や信用保証協会への損失補償の充実など、信用保証に係る予算措置を十分に確保されたい。
- ②信用保証協会の根抵当権設定にかかる登録免許税の軽減措置について、現行の1.5/1,000から1/1,000へ引き下げをお願いしたい。
- ③中小企業の借替需要に対応し、民間金融機関から資金供給が滞ることがないようにセーフティネット保証5号（業況の悪化している業種）の対象業種の継続・拡大に努められたい。

## 5. 創業支援の充実

創業の促進は、雇用の創出と新たな産業を生み出し、地域経済に新陳代謝をもたらす重要な政策課題である。名古屋商工会議所においても、創業の重要性を鑑み、本年4月より、「名商創業ステーション」を立ち上げ、創業の際の諸課題にワンストップで対応し、各種ビジネスサポートや交流機会の提供など、本格的な支援に取り組んでいる。

国におかれても、このところ廃業が開業を上回る現状を打破し、創業で夢をかなえ、活力ある社会を築いていくべく、以下の事項に考慮され、支援に取り組まれない。

- ①創業者や創業予備軍のみならず、創業間もない企業が軌道に乗り安定的な企業経営が可能となるよう、創業後一定期間、金融・税制面をはじめ連続的な支援が図られるようサポート体制の充実を図られたい。とくに、創業間もない事業者に対し、会社設立に係る印紙税・登録免許税の廃止、および社会保険料の減免、さらには創業後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除などについて検討されたい。
- ②商工会議所が主催する創業塾については、国による補助を復活され、潜在的な創業ニーズの掘り起こしに配慮されたい。
- ③創業間もない企業やベンチャー企業の販路開拓を支援するため、各種展示会への助成やビジネスマッチングなど、支援策の充実を図られたい。
- ④創業間もない企業はもとより、中小企業は総じて知名度の低さから優秀な人材の確保が困難な状況にあることから、これら企業と、豊富な経験・ノウハウや専門知識を備えたOB人材のマッチング支援の充実強化を図られたい。

## 6. 中小企業の国際ビジネス支援と知的財産保護

海外進出や外需に活路を見出す中小企業に対し、海外での事業展開は様々な課題やリスクへの対応が不可欠であることから、資金面をはじめ、充実した各種サポート体制の構築に努められたい。

また、新興国での技術漏洩や模倣品が深刻な問題となっていることから、外国における権利取得を目指す中小企業の知的財産の保護に対して、万全のサポートを講じられたい。

- ①海外展示会への出展支援や、進出国の法律や商習慣、カンントリーリスク、現地事情など各種情報の提供など、海外展開支援事業の充実を図られたい。
- ②知識や経験が不足する中小企業に対し、国際業務に携わる人材の育成支援の充実に努められたい。また、海外での実務に長けた専門家派遣についても予算措置の拡充を図られたい。
- ③資金面等により海外展開が困難な中小企業に対しては、企業情報の海外への発信や、外国企業などとの商取引の拡充支援に尽力されたい。
- ④海外進出を希望する中小企業にとって有効な施策である「外国出願支援事業費補助金」のさらなる活用促進を図る上で、手続きの簡素化や、余裕をもったスケジュールなど、弾力的な運用に努められたい。

## 7. 中小企業に配慮した雇用・労務対策

労働契約法や高年齢者雇用安定法など、このところの労働規制の強化は、大企業に比べ体力の弱い中小企業にとっては、負担増につながり、その経営基盤を揺るがしかねない。このため、雇用・労務対策に当たっては、中小企業の経営実態に配慮した施策の展開や制度の見直しに努められたい。

また、若年層の中小企業への雇用促進・定着を図るため、中小企業向け新卒者雇用対策の一層の充実やインターンシップへの支援強化などを考慮されたい。

## 8. 競争力の維持および事業継続のための中小企業関連税制の改正

国際的な企業間競争が熾烈さを増す中、わが国中小企業が競争力を維持し、事業を継続していくためにも、以下の通り、中小企業関連税制の改正について特段の配慮をお願いしたい。

- ①中小法人の軽減税率適用の所得額について、現行800万円から1500万円に引き上げられたい。
- ②設備投資や研究開発など各種中小企業関連税制の活用を活発化させ、中小企業自らの経営基盤の強化につなげていくため、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の資本金区分を中小企業基本法の定義に合わせ、「資本金3億円以下」に改められたい。
- ③事業承継税制については、平成25年度の税制改正において、納税猶予制度の改善が図られ、以前に比べ、中小企業にとって使い勝手のよい制度となったが、併せ、取引相場のない株式の評価方法についても抜本的な見直しを図られたい。

## Ⅲ. 地域活性化につながる中小企業の振興

### 1. 商店街の活性化と街づくり支援の強化

地域コミュニティを維持し、街づくりの主要な担い手である商店街は、消費者・生活者ニーズの多様化、高齢化に伴う後継者不足など、多くの問題に直面している。

しかしながら、今後、少子・高齢化が一段と進むなかにあって、地域住民にとって身近な生活の場である商店街は、高齢者や子育て支援、住民交流など、様々な役割が期待されており、知恵を絞り、来客誘致や住民の利便性向上に取り組む商店街に対し、補助事業の拡充を図られたい。

また、街づくりの観点から、空き店舗・空き地対策、駐車場・駐輪場の整備、店舗・施設の老朽化対策なども課題となっており、ハード・ソフト両面に亘る商店街活性化について、引き続き十分な支援措置をお願いしたい。

### 2. モノづくり支援

当地域は、自動車をはじめとする輸送用機器産業を中心に、多種多様な製造業が集積しているが、新興国の経済発展とともにコスト競争等が激化し、中小製造業にとっては非常に厳しい環境となっている。

こうした現状から、高い技術や製造ノウハウを有する当地域の中小製造業が、更なる高度な技術等を身につけ、国際競争力を向上させるとともに、航空宇宙産業や医療機器産業など、今後成長が期待される産業へのスムーズな参入を実現し、持続的な発展を図ることが、ひいては国の産業競争力強化につながると考えられる。

については、以下の点に配慮され、中小製造業への支援について、国を挙げて強力的に支援されたい。

#### 1) モノづくり中小企業への総合的支援

中小製造業の競争力の源は、その技術力や製品開発力にあり、こうした機能を強化し、絶えず進化するイノベーションに対応するためにも、中小企業が研究開発から試

作、さらには製品化に至るまで総合的に支援する対策の拡充が望まれるところであり、  
については、以下について配慮されたい。

- ①「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン）」や「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金（ものづくり補助金）」など、中小製造業の製品開発の取り組みを一貫して支援する施策について、予算措置の拡充を図られたい。
- ②経営資源に乏しく一企業で製品開発に取り組むには限界のある小規模製造業に対しては、共同開発への支援、産学官連携による研究開発・実用化の促進に努められたい。
- ③中小企業の技術開発の身近なパートナーである公設試験研究機関の機能向上を図られたい。

## 2) 研究開発税制

研究開発や生産性向上に向けたIT化に取り組む中小企業を支援するため、以下について税制の拡充を図られたい。

- ①研究開発税制における試験研究費にかかる租税特別措置（「総額型」の税額控除限度額の30%引き上げ）の恒久化
- ②省エネ設備や環境設備導入促進のための税制措置の充実

## 3) 航空宇宙産業の振興

航空宇宙産業は、将来にわたって成長が期待できる次世代成長産業の一つであり、当地域は航空機部品生産のシェア50%を占め、国際戦略総合特区「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定の下、同産業の育成・振興に関して中心的な役割を担っている。

については、当地域の活動に対し、継続的に支援をいただくとともに、新規参入を目指す中小製造業への支援拡充を図られたい。

## 4) 医療機器（メディカル・デバイス）産業の振興

航空宇宙産業と並んで、成長産業として大きく期待されている医療機器（メディカル・デバイス）分野については、本所が事務局となり、昨年6月、「メディカル・デバイス産業振興協議会」を立ち上げ、医療現場のニーズとのマッチングなど、医療機器産業の振興・育成に取り組んでいるところである。

については、中小企業が医療機器分野へ参入する際のマッチング支援や、初期段階での試作・研究開発費の助成など、支援措置の拡充を図られたい。

また、薬事法の改正による医療機器の審査の迅速化・効率化を実現されたい。

## 3. 防災対策

東海・東南海・南海等の巨大地震の発生の懸念が高まり、甚大な被害が想定される当地域においては、他地域にも増して防災対策の必要性が求められている。

このため、老朽化した社会資本の再整備を引き続き強力で推進されることはもとより、建物の耐震化・不燃化に取り組む中小企業への助成措置を拡充されたい。また、

中小企業がBCP（事業継続計画）を策定するに当たり、費用の助成や専門家派遣などの支援策の充実を図られたい。

以 上